

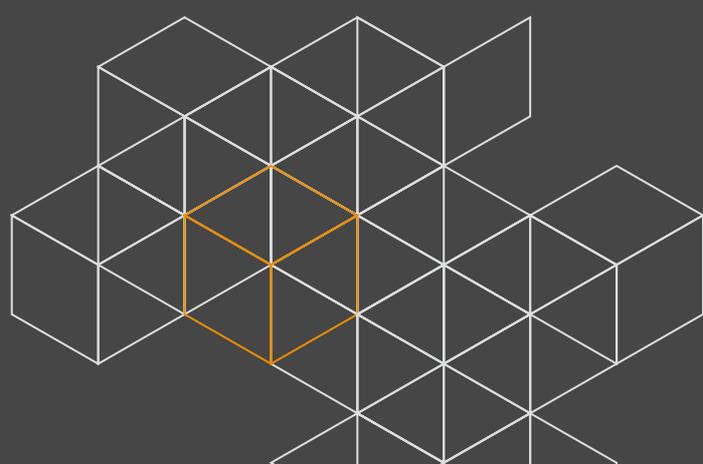


PwCベトナム ニュースブリーフ

グローバルミニマム課税ルール
の決議について



www.pwc.com/vn



ご一読ください

グローバルミニマム課税ルール of 決議草案が意見公募のために公開されて以降(8月28日のニュースブリーフを参照ください)、ベトナム国会は当該決議を11月29日付けで承認しました。2024年1月1日から施行されます。



グローバルミニマム課税ルールの決議草案について取り上げたニュースブリーフ以降、ようやく11月29日にベトナム国会で承認され、2024年1月1日から施行されます。当該決議は、ベトナムが、(i) 適格国内ミニマム課税(QDMTT)および(ii) 所得合算ルール(IIR)を採用することを示しています。採用背景として、ベトナムに投資を行っている多くの国(日本、韓国等)が2024年からIIRを導入すると表明していることを踏まえ、ベトナムの税収を(IIR導入国に先んじて)確保することにあります。多くの国がグローバルミニマム課税ルールを導入していることから、ベトナム国税の方向性が確認されました。

IIRとQDMTTの運用

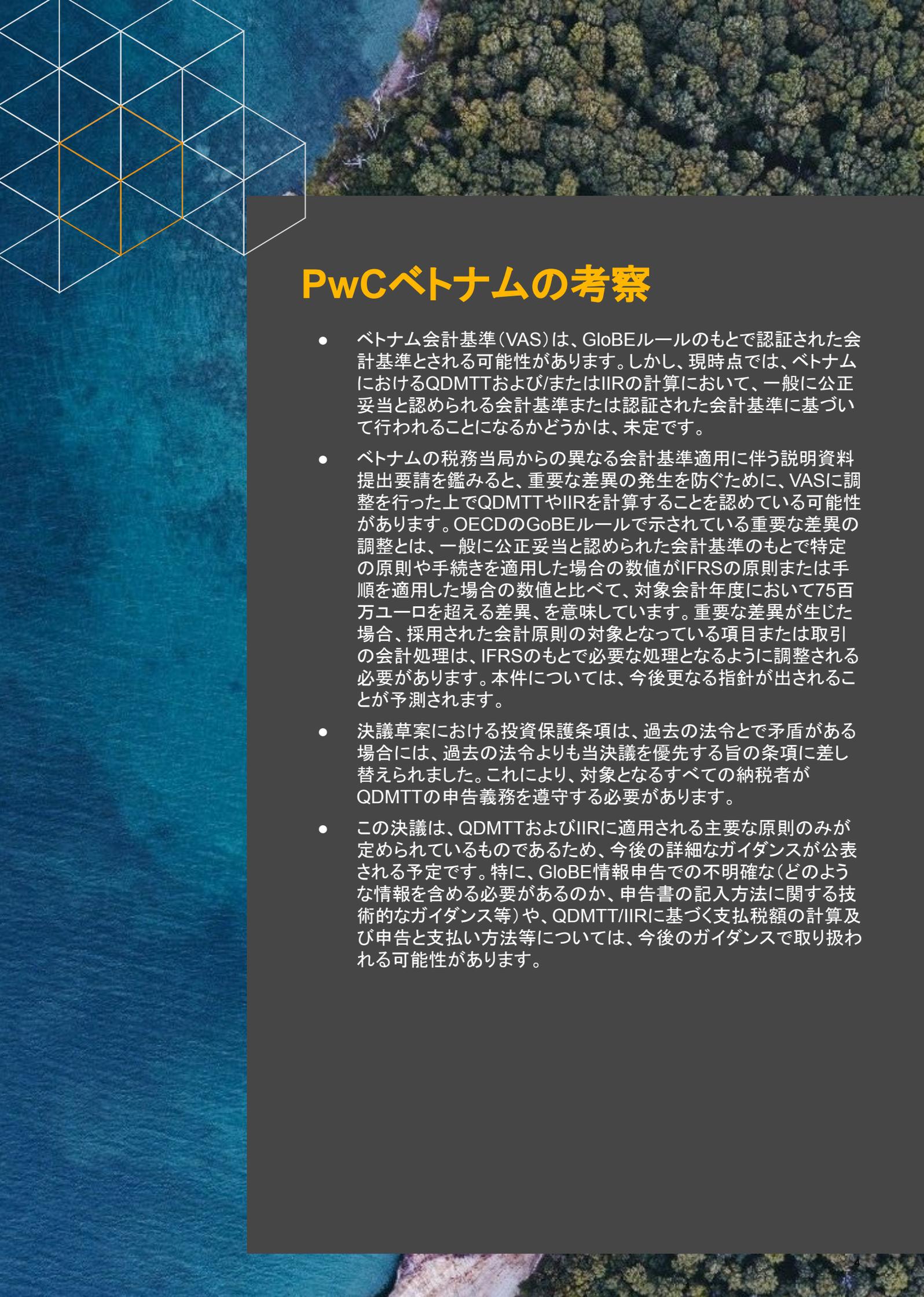
8月28日のニュースブリーフで取り上げたOECDのGloBEルールに基づき、トップアップタックスは、中央政府と地方の州とで分割納付される法人税とは異なり、中央政府にのみ支払われることとなります。

納税申告義務

- 対象となる納税者は、GloBE情報申告書に加えて、補足資料として、法人税の申告書および異なる会計基準の適用から生じる差異についての説明資料を提出する必要があります(当該説明資料は、OECDガイドラインで参照されている重要な差異についての説明資料と予測されます。詳細については、「PwCベトナムの考察」を参照ください)。提出期限は以下の通りです。
 - QDMTT申告書: 会計年度末から12ヶ月以内。
 - IIR申告書: 初年度の場合、会計年度末から18ヶ月以内。以降の年度については15ヶ月以内。
- 納税期限は申告期限と同様です。

セーフハーバールールおよびペナルティ救済について

- 本決議では、OECDのGloBEルールと同様に、移行期国別報告(CbCR)セーフハーバールールが導入されています。従って、移行期間中は、管轄区域でのQDMTTおよび/またはIIRに基づくトップアップ税は、以下の条件のいずれかを満たした場合にはゼロとなります。
 - 多国籍企業グループの総収入が、10百万ユーロを下回る、かつ、税引前利益が1百万ユーロを下回るまたは適格CbCRのもと対象会計年度において管轄区域で損失となる場合。
 - 多国籍企業グループの簡易実効法人税率が、以下の移行期間において規定された基準税率と等しいあるいは上回っている場合。基準税率は、2023年及び2024年に開始する会計年度は15%、2025年に開始する会計年度は16%、2026年に開始する会計年度は17%。
 - 多国籍企業グループの管轄区域における税引前利益が、実質ベースの所得控除額と等しいあるいは下回っている場合。当該控除額は、CbCR構成事業体全体でGloBEルールに基づき計算されます。
- 移行期間のペナルティ免除について、移行期間中は、税務申告に関連する行政罰は適用されません。しかし、支払遅延による利息が適用されるかについては、本決議において明確になっていません。



PwCベトナムの考察

- ベトナム会計基準(VAS)は、GloBEルールのもとで認証された会計基準とされる可能性があります。しかし、現時点では、ベトナムにおけるQDMTTおよび/またはIIRの計算において、一般に公正妥当と認められる会計基準または認証された会計基準に基づいて行われることになるかどうかは、未定です。
- ベトナムの税務当局からの異なる会計基準適用に伴う説明資料提出要請を鑑みると、重要な差異の発生を防ぐために、VASに調整を行った上でQDMTTやIIRを計算することを認めている可能性があります。OECDのGoBEルールで示されている重要な差異の調整とは、一般に公正妥当と認められた会計基準のもとで特定の原則や手続きを適用した場合の数値がIFRSの原則または手順を適用した場合の数値と比べて、対象会計年度において75百万ユーロを超える差異、を意味しています。重要な差異が生じた場合、採用された会計原則の対象となっている項目または取引の会計処理は、IFRSのもとで必要な処理となるように調整される必要があります。本件については、今後更なる指針が出されることが予測されます。
- 決議草案における投資保護条項は、過去の法令とで矛盾がある場合には、過去の法令よりも当決議を優先する旨の条項に差し替えられました。これにより、対象となるすべての納税者がQDMTTの申告義務を遵守する必要があります。
- この決議は、QDMTTおよびIIRに適用される主要な原則のみが定められているものであるため、今後の詳細なガイダンスが公表される予定です。特に、GloBE情報申告での不明確な(どのような情報を含める必要があるのか、申告書の記入方法に関する技術的なガイダンス等)や、QDMTT/IIRに基づく支払税額の計算及び申告と支払い方法等については、今後のガイダンスで取り扱われる可能性があります。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

詳細についてはお問い合わせ下さい。



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com

www.pwc.com/vn



©2024 PwC (Vietnam) Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.